

令和5年度 水質検査計画



南アルプス市上下水道局

目 次

- 1 水質検査計画の基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水質状況(水源、原水、浄水)
- 4 検査内容(採水地点、検査頻度、検査項目等)
- 5 水質検査方法
- 6 臨時の水質検査
- 7 水質検査計画、検査結果の公表及び評価
- 8 その他の事項

南アルプス市上下水道局が保有する水源の水質は、周辺自然環境等の影響を受けて異なっていますが、安全で良質な水道水を供給する必要から、各水源に応じた、適切な水質管理を行うため、水質検査計画を策定し、それに基づく水質検査を行います。

南アルプス市上下水道局庁舎



駒場浄水場

1 水質検査計画の基本方針

南アルプス市上下水道局では、供給する水道水が、給水栓において水道水質基準（厚生労働省で定めた水道水が備えなければならない基準値51項目）に適合するかを判断するため、水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。

また、水質基準を補完する水質管理目標設定項目（厚生労働省水道局長より通知された、水質基準を補完する目的で設定された項目のうち23項目）について、各水源の種別に応じて検査を行います。

この水質検査計画には、水道法施行規則第15条に定めるところにより、水道事業者が行う定期の水質検査等について、採水場所、検査する項目、検査回数などを記載します。

さらに、水道法第20条第3項に定められるところにより、水質検査を委託する場合における当該委託の内容について、委託する検査機関、委託する項目、検査方法、精度管理方法などについて記載します。

水質検査計画による検査結果については、とりまとめた後、お客様に公表します。

2 水道事業の概要

南アルプス市上下水道局では、南アルプス市水道事業（旧野呂川水道事業、旧若草水道事業、旧櫛形水道事業、旧甲西水道事業、旧白根簡易水道事業、旧芦安簡易水道事業）を行っています。

南アルプス市水道事業は、御勅使川を水源とする駒場浄水場のほか、表流水、伏流水、地下水、湧水などを水源とする19ヶ所の浄水場で、市内の9割以上に給水を行っています。

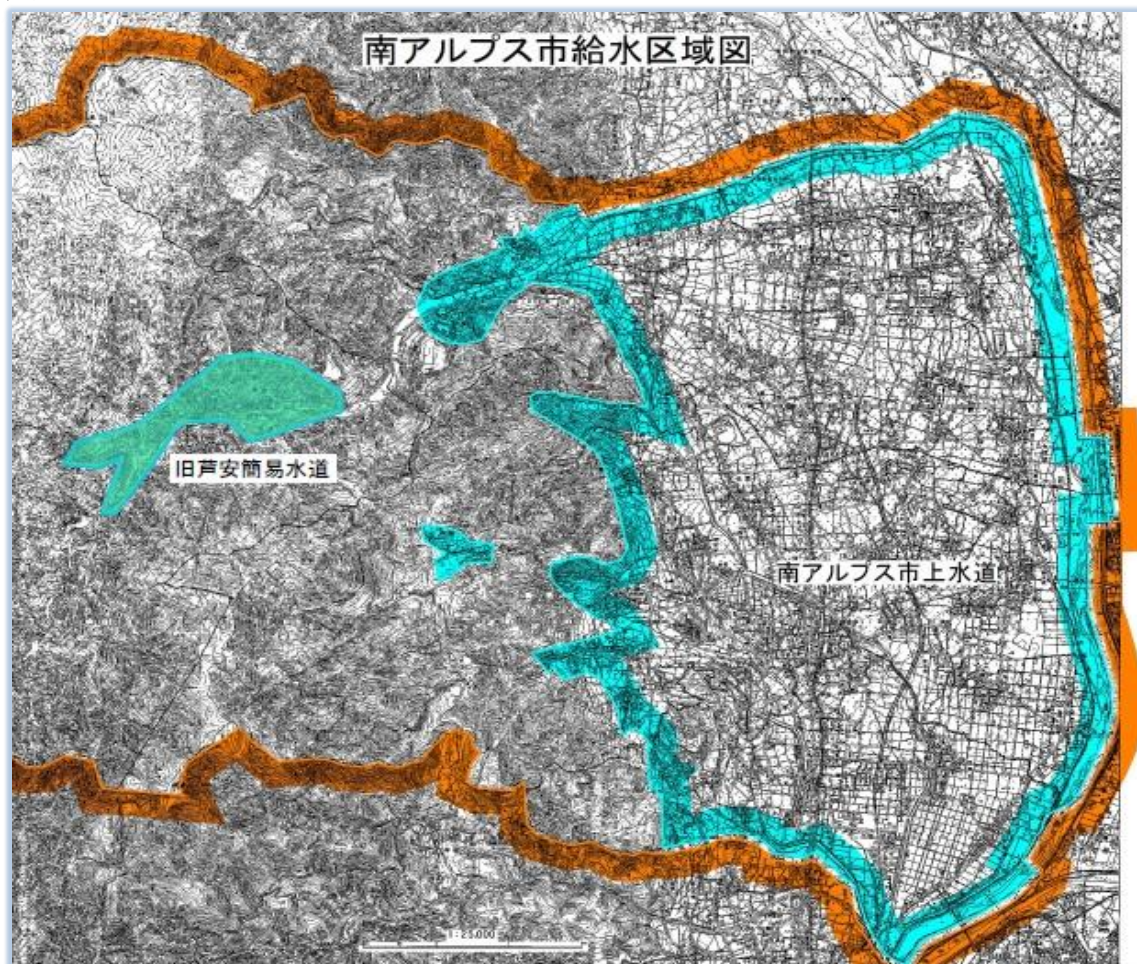
(1) 給水区域

○南アルプス市水道事業

・六科 ・野牛島 ・上高砂 ・下高砂 ・徳永 ・榎原 ・飯野 ・在家塚 ・百々 ・上八田
・西野 ・上今諏訪 ・下今諏訪 ・飯野新田 ・曲輪田新田 ・塩前 ・大嵐 ・有野 ・駒場
及び築山の一部 ・下今井 ・鏡中条 ・寺部 ・十日市場 ・加賀美 ・藤田 ・浅原 ・小笠原
・下宮地 ・山寺 ・桃園 ・高尾 ・平岡 ・あやめが丘 ・上宮地 ・曲輪田 ・上野
・中野 ・上市之瀬 ・下市之瀬 ・上今井 ・吉田 ・十五所 ・沢登 ・江原 ・鮎沢 ・古市場
・落合 ・秋山 ・湯沢 ・塚原 ・川上 ・荊沢 ・大師 ・清水 ・宮沢 ・戸田 ・田島
・西南湖 ・和泉 ・東南湖 ・高田新田 ・芦安芦倉（新倉、古屋敷、小曾利、西河原、大曾利、沓沢、曾根平、曾根口、セットウ平） ・芦安安通（日中平）

* 区域図については、次ページの図1に示します。

図1



(2) 給水人口及び1日最大給水量

	給水人口(人)	1日最大給水量(m ³)
南アルプス市水道事業	71,089	33,014

* 給水人口については、令和4年3月31日現在
 * 1日最大給水量については、令和3年度実績から

(3) 浄水場の名称及び浄水処理方法

南アルプス市水道事業					
番号	浄水場名	水源名	水源種別	浄水処理方法	所在地
1	駒場浄水場	御勅使第1水源	伏流水	急速ろ過	有野2525
		御勅使第2水源	表流水		
		駒場第1水源	地下水(浅)		
2	上今諏訪浄水場	上今諏訪水源	地下水(深)	消毒のみ	上今諏訪819
3	八田浄水場	八田第1水源	地下水(深)	消毒のみ	野牛島1302
		八田第2水源	地下水(深)		
4	在家塚浄水場	在家塚第1水源	地下水(浅)	消毒のみ	在家塚1518
		在家塚第2水源	地下水(浅)	消毒のみ(予備水源)	
5	十日市場浄水場	十日市場第1水源	地下水(深)	消毒のみ	十日市場1586-1
		十日市場第2水源	地下水(深)		
6	藤田浄水場	藤田水源	地下水(深)	消毒のみ	藤田198
7	高尾浄水場	高尾水源	湧水	膜ろ過	高尾704
8	上宮地浄水場	上宮地水源	地下水(深)	消毒のみ	上宮地2339-1
9	平岡浄水場	平岡水源	地下水(深)	消毒のみ	平岡3008-3
10	中野上野浄水場	上市之瀬第1水源	湧水	膜ろ過	中野28
		中野第4水源	湧水		
		中野第5水源	地下水(深)		
11	山寺第1浄水場	山寺第1水源	地下水(深)	消毒のみ	小笠原883-8
12	山寺第2浄水場	山寺第2水源	地下水(深)	消毒のみ	上宮地704-2
13	山寺第3浄水場	山寺第3水源	地下水(深)	消毒のみ	山寺1154-1
14	湯沢浄水場	湯沢水源	地下水(深)	消毒のみ	湯沢1857-1
15	川上第1浄水場	川上第1水源	地下水(深)	消毒のみ	川上541
16	川上第2浄水場	川上第2水源	地下水(深)	消毒のみ	川上240-5
17	江原浄水場	江原第1水源	地下水(深)	消毒のみ	江原1552-23
		江原第2水源	地下水(深)		
18	西南湖浄水場	西南湖第1水源	地下水(深)	消毒のみ	西南湖729
		西南湖第2水源	地下水(深)		
19	芦安浄水場	曾根平水源	湧水	膜ろ過	芦安芦倉1601-4

※地下水(深)は、深井戸(地表水等が混入していない被圧地下水)

※地下水(浅)は、浅井戸(地表水等が混入していない被圧地下水以外の地下水)

3 水質状況(水源、原水、浄水)

(1)水質

南アルプス市水道事業での原水は、表流水、伏流水、地下水、湧水などから求めています。水源数は、表流水が1ヶ所、伏流水が1ヶ所、地下水が22ヶ所(内予備1ヶ所)、湧水が4ヶ所であります。これら水源の水質状況等については、表1に示すとおりです。

芦安(曾根平)水源の原水(湧水)の水質基準項目は良好ですが、近年、野生動物の増殖が見られ、耐塩素性病原生物も懸念されることから、平成27年度に膜ろ過施設を整備いたしました。現在のところ指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌は未検出ではありますが、今後も水質管理を強化し水道水の安全性の確保に努めます。

表1

水源名	水源種別	大腸菌検出の有無	畜産施設等の有無	工場等の有無	水質状況
御勅使第1水源	伏流水	有	無	無	鉄、色度が高めである。また、過去に大腸菌(群)が検出されており耐塩素性病原生物の監視を強化して行きます。
御勅使第2水源	表流水	有	無	無	
駒場第1水源	地下水(浅)	無	無	無	良好である。
上今諏訪水源	地下水(深)	無	無	無	良好である。
八田第1水源	地下水(深)	無	無	無	良好である。
八田第2水源	地下水(深)	無	無	無	良好である。
在家塚第1水源	地下水(浅)	無	無	無	良好である。
在家塚第2水源	地下水(浅)	無	無	無	良好である。(予備水源)
十日市場第1水源	地下水(深)	無	無	無	硝酸態窒素が高い数値を示しているため監視を強化して行きます。
十日市場第2水源	地下水(深)	無	無	無	
藤田水源	地下水(深)	無	有	有	硝酸態窒素等が高い数値を示しており、また、近隣の工場等の関係からシアンの監視を強化して行きます。
高尾水源	湧水	有	無	無	過去に大腸菌(群)が検出されたことがあるため、平成26年度より膜ろ過処理設備からの給水を開始しました。今後も、耐塩素性病原生物の監視を強化して行きます。
上宮地水源	地下水(深)	無	無	無	良好である。
平岡水源	地下水(深)	無	無	無	良好である。

水源名	水源種別	大腸菌検出の有無	畜産施設等の有無	工場等の有無	水質状況
上市之瀬第1水源	湧水	有	無	無	過去に大腸菌(群)が原水より検出されたことがあるため、平成24年度より膜ろ過処理設備からの給水を開始しました。今後も、浄水での濁度管理の徹底を図ると共に耐塩素性病原生物の監視を強化して行きます。
中野第4水源	湧水	有	無	無	
中野第5水源	地下水(深)	無	無	無	良好である。
山寺第1水源	地下水(深)	無	無	無	硝酸態窒素等が高い数値を示しているため監視を強化して行きます。
山寺第2水源	地下水(深)	無	無	無	
山寺第3水源	地下水(深)	無	無	無	
湯沢水源	地下水(深)	無	無	無	原水は、pH値が高いため、炭酸ガス注入装置において基準値内に調整を行っています。また、アルミニウムも比較的高い数値を示しています。
川上第1水源	地下水(深)	無	無	有	硝酸態窒素等が高い数値を示しており、また、近隣の工場等の関係からシアン等の監視を強化して行きます。
川上第2水源	地下水(深)	無	無	有	
江原第1水源	地下水(深)	無	無	無	硝酸態窒素等が高い数値を示しているため監視を強化して行きます。また、硬度及び蒸発残留物も比較的高い数値を示しています。
江原第2水源	地下水(深)	無	無	無	
西南湖第1水源	地下水(深)	無	無	無	
西南湖第2水源	地下水(深)	無	無	無	
芦安(曾根平)水源	湧水	有	無	無	過去に大腸菌(群)が検出されたことがあるため、平成27年度より膜ろ過処理設備からの給水を開始しました。今後も、耐塩素性病原生物の監視を強化して行きます。

4 検査内容(採水地点、検査頻度、検査項目等)

(1) 原水採水地点 他

原水の採水地点・全項目検査回数・耐塩素性病原生物等の指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌)及び原虫(クリプトスポリジウム・ジアルジア)の検査回数及び採水地点を以下の表2に、原水の検査項目を表2-1に示します。

表2 原水

南アルプス市水道事業				
水源名	採水地点	全項目検査回数/年	指標菌/原虫 (年回数)	理 由
御勅使第1水源	駒場浄水場内	1	1/1	表流水と伏流水(レベル4)の為急速ろ過施設及び高感度濁度計による管理
御勅使第2水源				
駒場第1水源		1	1/1	浅井戸(レベル2)の為急速ろ過施設及び高感度濁度計による管理
上今諏訪水源	上今諏訪浄水場内	1	4/0	レベル2の為指標菌検査を実施
八田第1水源	八田浄水場内	1	4/0	レベル2の為指標菌検査を実施
八田第2水源		1	4/0	レベル2の為指標菌検査を実施
在家塚第1水源	在家塚浄水場内	1	4/1	レベル2の為指標菌検査を実施
在家塚第2水源		1	1/1	レベル2【予備水源】の為指標菌検査を実施
十日市場第1水源	十日市場浄水場内	1	4/0	レベル2の為指標菌検査を実施
十日市場第2水源		1	4/0	レベル2の為指標菌検査を実施
藤田水源	藤田浄水場内	1	4/0	レベル2の為指標菌検査を実施
高尾水源	高尾浄水場内	1	1/1	レベル3の為膜ろ過施設及び高感度濁度計による管理
上宮地水源	上宮地浄水場内	1	4/0	レベル2の為指標菌検査を実施
平岡水源	平岡浄水場内	1	4/0	レベル2の為指標菌検査を実施
上市之瀬第1水源	中野上野浄水場内	1	1/1	レベル3の為膜ろ過施設及び高感度濁度計による管理
中野第4水源		1	1/1	レベル3の為膜ろ過施設及び高感度濁度計による管理
中野第5水源	中野第5水源内	1	4/0	レベル2の為指標菌検査を実施
山寺第1水源	山寺第1浄水場内	1	4/0	レベル2の為指標菌検査を実施
山寺第2水源	山寺第2浄水場内	1	4/0	レベル2の為指標菌検査を実施
山寺第3水源	山寺第3浄水場内	1	4/0	レベル2の為指標菌検査を実施
湯沢水源	湯沢浄水場内	1	4/0	レベル2の為指標菌検査を実施
川上第1水源	川上第1浄水場内	1	4/0	レベル2の為指標菌検査を実施
川上第2水源	川上第2浄水場内	1	4/0	レベル2の為指標菌検査を実施
江原第1水源	江原浄水場内	1	4/0	レベル2の為指標菌検査を実施
江原第2水源		1	4/0	レベル2の為指標菌検査を実施
西南湖第1水源	西南湖浄水場内	1	4/0	レベル2の為指標菌検査を実施
西南湖第2水源		1	4/0	レベル2の為指標菌検査を実施
芦安(曾根平)水源	芦安浄水場内	1	1/1	レベル3の為膜ろ過施設及び高感度濁度計による管理

表2-1 原水水質検査項目(検査項目/検査箇所)

基準番号	検査項目	検査箇所
1	一般細菌	表2
2	大腸菌	
3	カドミウム及びその化合物	
4	水銀及びその化合物	
5	セレン及びその化合物	
6	鉛及びその化合物	
7	ヒ素及びその化合物	
8	六価クロム化合物	
9	亜硝酸態窒素	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	
12	フッ素及びその化合物	
13	ホウ素及びその化合物	
14	四塩化炭素	
15	1,4-ジオキサン	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	
17	ジクロロメタン	
18	テトラクロロエチレン	
19	トリクロロエチレン	
20	ベンゼン	
32	亜鉛及びその化合物	
33	アルミニウム及びその化合物	
34	鉄及びその化合物	
35	銅及びその化合物	
36	ナトリウム及びその化合物	
37	マンガン及びその化合物	
38	塩化物イオン	
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	
40	蒸発残留物	
41	陰イオン界面活性剤	
42	ジェオスミン	
43	2-メチルイソボルネオール	
44	非イオン界面活性剤	
45	フェノール類	
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	
47	pH値	
49	臭気	
50	色度	
51	濁度	

(2) 浄水採水地点 他

給水栓水の毎日検査の採水地点（水質基準に適合するかどうかを判断できる場所）を表3に示し、色、濁り及び消毒の残留効果について検査を実施します。

また、給水栓水（蛇口からの水で、毎日検査を除く）の採水地点（水質基準に適合するかどうかを判断できる場所）を表3-1に、毎月水質検査（9項目）を表3-2に、3年に1回（令和5年度該当年度）の浄水全項目検査（51項目）を表3-3に、省略不可項目（表3-2の検査項目を含む21項目）を表3-4に示し、水質基準項目について検査を実施します。

検査の回数は、各配水系統ごとの検査結果により、過去3年間の検査結果がすべて水質基準値の1/10以下の場合はおおむね3年に1回以上、1/5以下の場合はおおむね1年に1回以上とすることができます。各水系ごとの水質基準項目及び検査頻度を17ページ以降の（別表1）に記してあります。

表3 浄水毎日検査採水地点(水道法施行規則第15条)
(色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査)

南アルプス市水道事業		
配水系統	採水地点	経 由 等
駒場浄水場配水系	白根保育所/将棋頭公園	駒場浄水場
飯野新田配水系	白根分団第1部詰所	駒場浄水場,飯野新田配水池
有野配水系	百田保育所/百田小	駒場浄水場,有野配水池
三宮神配水系	櫛集いの家	駒場浄水場,飯丘減圧槽,三宮神水源,三宮神配水池
巨摩中配水系	豊保育所/ 仲町にぎわい公園	駒場浄水場,飯丘減圧槽,三宮神水源,三宮神配水池, 巨摩中配水池
飯野上手配水系	上下水道局庁舎	駒場浄水場,飯野上手配水池
桃園配水系	楡形中央保育園	駒場浄水場,飯野上手配水池,桃園配水池
八田配水系	八田保育所/ 八田中学校野球場	八田水源,八田配水池
在家塚浄水場系	今諏訪ふれあい公園	在家塚第1水源,在家塚配水池,上今諏訪水源
十日市場配水系	寺部地域福祉公園	十日市場第1,2水源,十日市場配水池
藤田配水系	若草分団第6部詰所	藤田水源,藤田配水池
高尾配水系	高尾第2減圧槽	高尾水源,高尾配水池
田頭配水系	八幡神社境内	高尾水源,田頭配水池
上宮地第2配水系	風新居公会堂	高尾水源,田頭配水池,上宮地第1配水池,上宮地水源,上宮地第2配水池
平岡配水系	ほたるみ館	高尾水源,平岡水源,平岡配水池
中野上野配水系	クラインガルテン集会場	上市之瀬第1水源,中野第4,5水源,中野上野浄水場, 上市之瀬第1配水池,中野上野第1,2配水池
山寺第1,2配水系	柿平公園	高尾水源,平岡水源,配水池,あやめが丘配水池,山寺第1配水池, 山寺第2配水池,山寺第3配水池,山寺第1水源
山寺第2浄水場系	山寺第2浄水場	山寺第2水源,山寺第2浄水場内配水池
山寺第3浄水場系	雇用促進住宅	山寺第3水源(雇用促進水源),山寺第3浄水場内配水池
上市之瀬第1配水系	楡形西保育所	上市之瀬第1水源,中野第4,5水源, 中野上野浄水場,上市之瀬第1配水池
下市之瀬第1配水系	下市之瀬公民館	上市之瀬第1水源,中野第4,5水源,中野上野浄水場, 上市之瀬第1配水池,下市之瀬第1配水池
下市之瀬第2配水系	山寺区公会堂	上市之瀬第1水源,中野第4,5水源,中野上野浄水場, 上市之瀬第1配水池,下市之瀬第1配水池,下市之瀬第2配水池
湯沢配水系	湯沢公園	湯沢水源,湯沢配水池
中丸配水系	中丸公会堂	湯沢水源,湯沢配水池,中丸配水池
川上第1配水系	落合保育所	川上第1水源,川上第1配水池,川上第1浄水場ポンプ井
川上第2配水系	坪川公園	川上第2水源,川上第2浄水場ポンプ井
江原浄水場系	大明保育所/ JAこまの大井支所	江原第1,第2水源
江原配水池系	甲西支所	江原第1,第2水源,江原配水池
西南湖配水系	南湖保育所 / 東部コミュニティセンター	西南湖第1,第2水源,西南湖配水池,西南湖浄水場ポンプ井
芦安高区配水系	芦安分団第3・4部詰所	曾根平水源,芦安配水池,減圧槽
芦安低区配水系	芦安窓口サービスセンター	曾根平水源,芦安配水池,減圧槽,低区配水池

表3-1 給水栓水検査採水地点(水道法施行規則第15条)

南アルプス市水道事業			
浄水場名	水源名	水源種別	採水地点
駒場浄水場	御勅使第1水源	伏流水	桐集いの家(西野2884)
	御勅使第2水源	表流水	
	駒場第1水源	地下水	
八田浄水場	八田第1水源	地下水	神明神社(上高砂958-1)
	八田第2水源		
在家塚浄水場	在家塚第1水源	地下水	今諏訪ふれあい公園(上今諏訪1726)
	上今諏訪水源		
十日市場浄水場	十日市場第1水源	地下水	十日市場ふれあいセンター(十日市場1906-1)
	十日市場第2水源		
藤田浄水場	藤田水源	地下水	藤田スポーツ公園(藤田1600)
高尾浄水場	高尾水源	湧水	八幡神社(上宮地2492)
上宮地浄水場	上宮地水源	地下水	風新居公会堂(上宮地62)
平岡浄水場	平岡水源	地下水	古墳公園(あやめが丘1931)
中野上野浄水場	上市之瀬第1水源	湧水	下市之瀬集会所(下市之瀬175)
	中野第4水源	湧水	
	中野第5水源	地下水	
山寺第1浄水場	山寺第1水源	地下水	柿平公園(小笠原2387)
山寺第2浄水場	山寺第2水源	地下水	山寺第2浄水場(上宮地704-2)
山寺第3浄水場	山寺第3水源	地下水	雇用促進住宅(山寺1150)
湯沢浄水場	湯沢水源	地下水	中丸公会堂(湯沢2292)
川上第1浄水場	川上第1水源	地下水	湯沢・本清寺(湯沢912)
川上第2浄水場	川上第2水源	地下水	川上第2浄水場(川上240-5)
江原浄水場	江原第1・2水源	地下水	JAこまの大井支所(鮎沢208)
江原配水池			大師公会堂(大師327-1)
西南湖浄水場	西南湖第1水源	地下水	東部コミュニティセンター(西南湖749)
	西南湖第2水源		
芦安浄水場	曾根平水源	湧水	芦安分団第3・4部詰所(芦安芦倉935)
芦安低区配水池	曾根平水源	湧水	芦安窓口サービスセンター(芦安芦倉516)

表3-2(毎月検査)

基準番号	検査項目	水質基準値	検査対象	検査回数
1	一般細菌	100個/mL以下	表3-1	別表1
2	大腸菌	検出されないこと		
38	塩化物イオン	200mg/L以下		
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下		
47	pH値	5.8 ~ 8.6		
48	味	異常でないこと		
49	臭気	異常でないこと		
50	色度	5度以下		
51	濁度	2度以下		

表3-3(浄水全項目)

基準番号	検査項目	水質基準値	検査対象	検査回数
1	一般細菌	100個/mL以下	表3-1	別表1
2	大腸菌	検出されないこと		
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下		
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下		
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下		
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下		
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下		
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下		
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下		
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下		
16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下		
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下		
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下		
21	塩素酸	0.6mg/L 以下		
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下		
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下		
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下		
26	臭素酸	0.01mg/L 以下		
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下		
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下		
30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下		
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下		
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下		
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下		
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下		
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下		
38	塩化物イオン	200mg/L 以下		
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下		
40	蒸発残留物	500mg/L 以下		
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下		
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下		
45	フェノール類	0.005mg/L 以下		
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下		
47	pH値	5.8 ~ 8.6		
48	味	異常でないこと		
49	臭気	異常でないこと		
50	色度	5度以下		
51	濁度	2度以下		

表3-4(省略不可項目)

基準番号	検査項目	水質基準値	検査対象	検査回数
1	一般細菌	100個/ml以下	表3-1	別表1
2	大腸菌	検出されないこと		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下		
21	塩素酸	0.6mg/L 以下		
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下		
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下		
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下		
26	臭素酸	0.01mg/L 以下		
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下		
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下		
30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下		
38	塩化物イオン	200mg/L 以下		
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下		
47	pH値	5.8 ～ 8.6		
48	味	異常でないこと		
49	臭気	異常でないこと		
50	色度	5度以下		
51	濁度	2度以下		

(3)水質管理目標設定項目検査及び浄水処理等関連項目検査

水質管理目標設定項目は、浄水中で一定の検出実績はあるが、毒性の評価が暫定的であるため水質基準とされなかったもの、又は現在まで浄水中では水質基準とする必要があるような濃度で検出されていないが、今後、当該濃度を越えて浄水中で検出される可能性があるもの等、水質管理上留意すべきものです。このため、水質管理目標設定項目については、将来にわたり水道水の安全性確保等に万全を期する見地から、水道事業者において水質基準に係る検査に準じた検査等の実施に努め、水質管理に活用しなければなりません。

また、南アルプス市は恵まれた土壌、気候から果樹等の農業が盛んであり、これらの事業において使用される農薬類について、当上下水道局では特に監視が重要であると位置付け、監視を行ってまいります。

水質管理目標設定項目については、本年度「駒場浄水場」と「川上第2浄水場」において、原水（20項目）及び浄水（3項目）の23項目を年1回実施いたします（表3-5）。さらに、原水の浄水処理等関連項目（原水の汚染の程度を表し、浄水処理等の工程管理のために有用となる項目）を「駒場浄水場」で9項目を年1回実施し（表3-6）、農薬類については「山梨県水道水質管理計画」に基づく水質監視対象地点として、上記の2地点で県が定めた実施時期に県が実施します（表3-7）。

表3-5 水質管理目標設定項目及び検査頻度(駒場浄水場:御勅使川系・川上第2浄水場:深井戸)

	項 目	目 標 値	検査頻度
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L 以下	1回/年
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L 以下(暫定)	1回/年
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L 以下	1回/年
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	1回/年
8	トルエン	0.4mg/L以下	1回/年
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L 以下	1回/年
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	1回/年
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	—
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	1回/年
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	1回/年
15	農薬類	県が実施(別表3-7)	2回/年
16	残留塩素	1mg/L以下	毎日
17	硬度(カルシウム・マグネシウム等)	10mg/L以上100mg/L以下	1回/年
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/年
19	遊離炭酸	20mg/L以下	1回/年
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	1回/年
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	1回/年
22	過マンガン酸カリウム消費量(有機物等)	3mg/L以下	1回/年
23	臭気強度	3以下	1回/年
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	1回/年
25	濁度	1度以下	1回/年
26	pH値	7.5程度	1回/年
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	1回/年
28	従属栄養細菌	2,000/1mL以下	—
29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	1回/年
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	1回/年
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸	0.00005mg/L以下(暫定)	1回/年

※原水全項目検査と同時に水質監視を実施

10, 13, 14: 消毒副生生物は、当該水源にかかる給水栓で実施する。

12: 二酸化塩素は、消毒剤として使用しておらず、検出されるおそれがないため検査を実施しない。

15: 農薬類の検査は、県が実施する。(表3-7)

16: 残留塩素は、毎日検査で実施しているので、水質監視としては実施しない。

28: 浄水施設の健全性の指標としていることから検査を実施しない。

表3-6 浄水処理等関連項目及び検査頻度(駒場浄水場:御勅使川系)

	項 目	目 標 値	検査頻度
1	アンモニア態窒素	—	1回/年
2	生物化学的酸素要求量(BOD)	—	1回/年
3	化学的酸素要求量(COD)	—	1回/年
4	紫外線(UV)吸光度	—	1回/年
5	浮遊物質(SS)	—	1回/年
6	侵食性遊離炭酸	—	1回/年
7	全窒素	—	1回/年
8	全りん	—	1回/年
9	トリハロメタン生成能	—	1回/年

表3-7 水質監視における検査農薬名及び検査時期

No.	農 薬 名	目標値 mg/L	分析法	梅雨時期 6月頃	秋雨時期 9月頃
1	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	0.05	PT-GC-MS	○	
5	MCPA	0.005	固-LC-MS	—	—
7	アセフェート	0.006	LC-MS		○
8	アトラジン	0.01	固-GC-MS	○	
12	イソキサチオン	0.005	固-GC-MS	○	
18	イミノクタジン	0.006	固-LC-MS		○
24	オキシシン銅(有機銅)	0.03	固-LC-MS	—	
26	カズサホス	0.0006	固-GC-MS	○	
27	カフェンストロール	0.008	固-GC-MS	—	
28	カルタップ	0.08	固-GC-MS	○	
31	キノクラミン (ACN)	0.005	固-GC-MS		○
32	キャプタン	0.3	固-GC-MS	○	
35	グルホシネート	0.02	固-LC-MS	○	
38	クロルピリホス	0.003	固-GC-MS	○	
39	クロロタロニル (TPN)	0.05	固-GC-MS	○	○
40	シアナジン	0.001	固-LC-MS	—	
45	ジクワット	0.01	固-LC-MS	○	
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005	誘-GC-MS	○	
48	ジチオピル	0.009	固-GC-MS	—	
49	シハロポップブチル	0.006	固-GC-MS		○
50	シマジン (CAT)	0.003	固-GC-MS	○	
54	ダイアジノン	0.003	固-GC-MS	○	○
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	0.01	GC-MS	○	
58	チウラム	0.02	固-LC-MS	○	
62	テフリルトリオン	0.002	固-LC-MS	○	
64	トリクロピル	0.006	固-LC-MS	—	
65	トリクロルホン (DEP)	0.005	固-GC-MS	○	
69	パラコート	0.005	固-LC-MS		○
71	ピラクロニル	0.01	固-LC-MS	○	
73	ピラズリネート(ピラズレート)	0.02	固-LC-MS		○
77	フィプロニル	0.0005	固-LC-MS		○
78	フェントロチオン (MEP)	0.01	固-GC-MS	○	
83	フェントラザミド	0.01	固-LC-MS		○
85	ブタクロール	0.03	固-GC-MS		○
87	ブプロフェジン	0.02	固-GC-MS	○	
94	プロベナゾール	0.03	固-LC-MS		○
96	ベノミル	0.02	固-LC-MS	○	
99	ベンゾフェナップ	0.005	固-LC-MS		○
110	メチダチオン (DMTP)	0.004	固-GC-MS	○	○
115	モリネート	0.005	固-GC-MS	○	
計	40農薬				

5 水質検査方法

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の規程に基く、告示に示された検査方法により行います。検査は、「4 検査内容」で示した、毎日検査項目を除く項目を厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関に依頼して行う予定です。検査の方法は表4に示します。

表4

基準番号	検査項目	検査方法(分析法)
1	一般細	標準寒天培地法
2	大腸菌	特定酵素基質倍地法
3	カドミウム及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
4	水銀及びその化合物	還元気化一原子吸光光度法
5	セレン及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
6	鉛及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
7	ヒ素及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
8	六価クロム化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
9	亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)分析法
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	イオンクロマトグラフーポストカラム吸光光度法
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)分析法
12	フッ素及びその化合物	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)分析法
13	ホウ素及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
14	四塩化炭素	パージ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法
15	1,4-ジオキサン	固相抽出ーガスクロマトグラフ質量分析法
16	シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	パージ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法
17	ジクロロメタン	パージ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法
18	テトラクロロエチレン	パージ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法
19	トリクロロエチレン	パージ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法
20	ベンゼン	パージ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法
21	塩素酸	イオンクロマトグラフ法または液体クロマトグラフー質量分析法
22	クロロ酢酸	溶媒抽出ー誘導体化ーガスクロマトグラフ質量分析法
23	クロロホルム	パージ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法
24	ジクロロ酢酸	溶媒抽出ー誘導体化ーガスクロマトグラフ質量分析法
25	ジブromクロロメタン	パージ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法
26	臭素酸	イオンクロマトグラフーポストカラム吸光光度法
27	総トリハロメタン	パージ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法
28	トリクロロ酢酸	溶媒抽出ー誘導体化ーガスクロマトグラフ質量分析法
29	ブromジクロロメタン	パージ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法
30	ブromホルム	パージ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法
31	ホルムアルデヒド	溶媒抽出ー誘導体化ーガスクロマトグラフ質量分析法
32	亜鉛及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
33	アルミニウム及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
34	鉄及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
35	銅及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
36	ナトリウム及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
37	マンガン及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
38	塩化物イオン	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)分析法
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	滴定法
40	蒸発残留物	重量法
41	陰イオン界面活性剤	固相抽出ー高速液体クロマトグラフ法または液体クロマトグラフー質量分析法
42	ジェオスミン	パージ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法
43	2-メチルイソボルネオール	パージ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法
44	非イオン界面活性剤	固相抽出ー吸光光度法
45	フェノール類	固相抽出ー誘導体化ーガスクロマトグラフ質量分析法
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	全有機炭素計測定法
47	pH値	ガラス電極法
48	味	官能法
49	臭気	官能法
50	色度	透過光測定法
51	濁度	積分球式光電光度法

6 臨時の水質検査

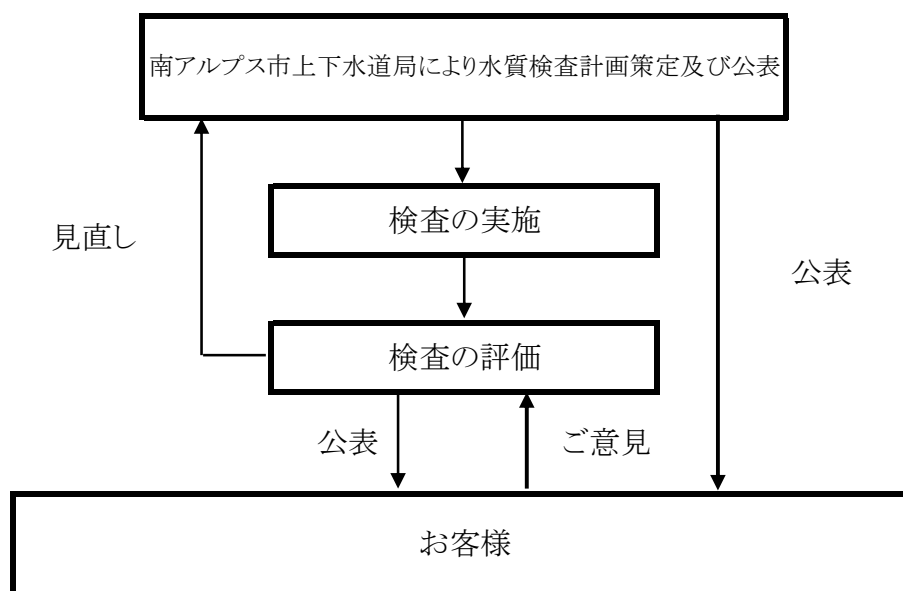
臨時の水質検査及び試験は、水源等で次に示すような水質の変化があり、蛇口での水が水質基準に適合しないおそれがある場合に水道法施行規則第15条第2号に基づき状況に合わせた項目で行います。

- ①水源水質が著しく悪化したとき
- ②水源に異常があったとき
- ③水源付近、給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行しているとき
- ④浄水過程に異常があったとき
- ⑤配水管の大規模な工事、そのほか水道施設が著しく汚染されるおそれがあるとき
- ⑥その他、特に必要があると認められたとき

7 水質検査計画、検査結果の公表及び評価

①水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年度作成し、ホームページ等で公表します。なお、水質検査計画は、毎年度見直しを行い、状況に応じてその都度改訂するものとします。また、検査結果については、評価を行った後、公表いたします。



②検査結果の評価

水質基準は水道水が満たすべき水質上の要件であり、水道水全てについて満たされる必要があります。従って、検査結果の評価は検査ごとに行い、基準値を超えている場合には、直ちに原因究明を行い、基準値を満たす水質を確保します。

8 その他の事項

(1) 水質検査の精度

水質検査の委託先機関の精度管理は、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」に基づき、検査標準作業書による検査方法の妥当性及び外部精度管理・内部監査の実施状況、また、検査業務管理体制も合わせて確認しています。

(2) 信頼性保証

水質検査の委託先機関は、水質検査の業務管理要領に基づく検査標準作業書のマニュアル化及び検査方法の妥当性の評価等、水質検査の信頼性を確保し、水道G L P、I S O / I E C 1 7 0 2 5 及び I S O 9 0 0 1 のいずれかを取得し、厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関で、国が実施する外部精度管理調査の評価が「第1群」の機関に委託する予定です。

(3) 関係者との連携

水源その他の水道施設で災害・水質汚染事故等が発生、もしくは発生のおそれがある場合は、市環境課、県衛生薬務課、保健所、関係水道事業体と情報交換を図りながら、水質検査受託者と連携し現地調査を行い、必要に応じて水質検査を行います。

この水質検査計画につきまして、皆様のご意見をお寄せください。今後の計画作成にあたり参考とさせていただきます。

お問合せ先

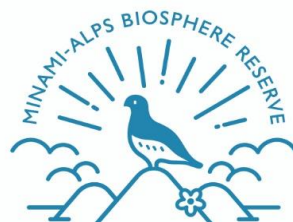
南アルプス市上下水道局 浄水管理課

〒400-0226

南アルプス市有野2525

TEL 055-282-2088

FAX 055-285-6340



南アルプス
ユネスコエコパーク

(別表1) 水質基準項目及び検査頻度

1. 駒場浄水場系

番号	項目	基準値	検査頻度		検査頻度設定理由		
			原水	給水栓			
1	一般細菌	100個/ｍℓ以下	1回/年	1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う		
2	大腸菌	検出されないこと					
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下					
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下					
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下					
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下					
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下		1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10を超過しているため、年1回検査を行う		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下		1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)		
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下					
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下					
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下					
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下					
16	シスー1, 2ジクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	0.04mg/L 以下					
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下					
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下					
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下					
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下					
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	消毒副生成物等 なので、原水 では行わない	1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)		
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下					
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下					
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下					
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下					
26	臭素酸	0.01mg/L 以下					
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下					
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下					
29	ブromシクロロメタン	0.03mg/L 以下					
30	ブromホルム	0.09mg/L 以下					
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下					
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	1回/年	1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う		
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)		
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下					
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下					
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下					
38	塩化物イオン	200mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う		
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う		
40	蒸発残留物	500mg/L 以下					
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)		
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下					
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下					
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下		1回/3ヶ月	基準値の1/10の測定が未確認のため、施行規則による基本回数で行う(注2)		
45	フェノール類	0.005mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)		
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う		
47	pH値	5.8 ～ 8.6					
48	味	異常でないこと					
49	臭気	異常でないこと					
50	色度	5度以下					
51	濁度	2度以下	1回/年				
52	残留塩素・色・濁り			毎日	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う		
53	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌			1回/年	クリプトスポリジウム等対策指針による、濁度0.1度以下に維持することが可能なろ過設備を有しているが安全確認のため (御勅使第1・御勅使第2・駒場第1 各1回)		
54	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌		1回/年				
55	クリプトスポリジウム等						
56	水質管理目標設定項目	表3ー5	1回/年	1回/年	「山梨県水道水質管理計画」に基づき実施		
57	浄水処理等関連項目	表3ー6	1回/年				

：この事項の検査については、施行規則に定められた「おおむね1ヶ月に1回以上とすること」により、水質検査の回数を省略できない項目として月1回の検査を行う。

：3ヶ月に1回以上の検査が義務付けされている消毒副生成物等については、3ヶ月に1回以上検査を行う。

：過去の検査結果からの要確認検査項目。

(注1)：過去3年間の水質検査結果が、すべて基準値の1/10以下の場合には水質検査の回数を概ね3年に1回、1/5以下の場合には概ね1年に1回に検査回数を減らすことができる項目。

(注2)：「非イオン界面活性剤」については、定量下限値が基準値の1/4であり、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であることを確認していないため、検査回数の省略は行わず、3ヶ月に1回以上検査を行う。

(別表1) 水質基準項目及び検査頻度

2. 上今諏訪浄水場系

番号	項目	基準値	検査頻度		検査頻度設定理由
			原水	給水栓	
1	一般細菌	100個/ml以下	1回/年		給水栓の検査は行わない(上今諏訪浄水場で浄水した水は、単独での配水がないため)
2	大腸菌	検出されないこと			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下			
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下			
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下			
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下			
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下			
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下			
16	シスー1, 2ジクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	0.04mg/L 以下			
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下			
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	消毒副生成物等 なので、原水 では行わない		
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下			
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下			
26	臭素酸	0.01mg/L 以下			
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
29	ブromシクロメタン	0.03mg/L 以下			
30	ブromホルム	0.09mg/L 以下			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	1回/年		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下			
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下			
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下			
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下			
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下			
38	塩化物イオン	200mg/L 以下			
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下			
40	蒸発残留物	500mg/L 以下			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下			
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下			
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下			
45	フェノール類	0.005mg/L 以下			
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下			
47	pH値	5.8 ～ 8.6	1回/年		
48	味	異常でないこと			
49	臭気	異常でないこと			
50	色度	5度以下			
51	濁度	2度以下			
52	残留塩素・色・濁り				
53	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌		1回/3ヶ月		クリプトスポリジウム等対策指針による、基本回数で行う
54	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌				
55	クリプトスポリジウム等				指標菌が検出されていない為、検査対象外
56	水質管理目標設定項目	表3ー5			「山梨県水道水質管理計画」に基づき検査対象外
57	浄水処理等関連項目	表3ー6			

(別表1) 水質基準項目及び検査頻度

3. 八田浄水場系

番号	項目	基準値	検査頻度		検査頻度設定理由
			原水	給水栓	
1	一般細菌	100個/ml以下	1回/年	1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
2	大腸菌	検出されないこと			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下		1回/3ヶ月	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下			
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下		1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下		1回/3ヶ月	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下			
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下			
16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下			
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下			
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	消毒副生成物等 なので、原水 では行わない	1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下			
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下			
26	臭素酸	0.01mg/L 以下			
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
29	ブromシクロメタン	0.03mg/L 以下			
30	ブromホルム	0.09mg/L 以下			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	1回/年	1回/3ヶ月	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下			
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下			
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下			
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下			
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
38	塩化物イオン	200mg/L 以下			
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
40	蒸発残留物	500mg/L 以下		1回/3ヶ月	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下			
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	1回/年	1回/3ヶ月	基準値の1/10の測定が未確認のため、施行規則による基本回数で行う(注1)
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下		1回/3ヶ月	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する
45	フェノール類	0.005mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下			
47	pH値	5.8 ~ 8.6			
48	味	異常でないこと			
49	臭気	異常でないこと			
50	色度	5度以下			
51	濁度	2度以下			
52	残留塩素・色・濁り		1回/3ヶ月	毎日	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
53	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌			クリプトスポリジウム等対策指針による、基本回数で行う (八田第1・八田第2 各1回)	指標菌が検出されていない為、検査対象外
54	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌				
55	クリプトスポリジウム等				
56	水質管理目標設定項目	表3-5	1回/3ヶ月		「山梨県水道水質管理計画」に基づき検査対象外
57	浄水処理等関連項目	表3-6			

この事項の検査については、施行規則に定められた「おおむね1ヶ月に1回以上とすること」により、水質検査の回数を省略できない項目として月1回の検査を行う。

3ヶ月に1回以上の検査が義務付けされている消毒副生成物等については、3ヶ月に1回以上検査を行う。

過去の検査結果からの要確認検査項目。

(注1) 「非イオン界面活性剤」については、定量下限値が基準値の1/4であり、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であることを確認していないため、検査回数の省略は行わず、3ヶ月に1回以上検査を行う。

(別表1) 水質基準項目及び検査頻度

4. 在家塚浄水場系

番号	項目	基準値	検査頻度		検査頻度設定理由
			原水	給水栓	
1	一般細菌	100個/mL以下	1回/年	1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
2	大腸菌	検出されないこと			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下		1回/3ヶ月	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下			
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下		1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下		1回/3ヶ月	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下			
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下			
16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下			
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下			
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	消毒副生成物等 なので、原水 では行わない	1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下			
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下			
26	臭素酸	0.01mg/L 以下			
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
29	ブromシクロメタン	0.03mg/L 以下			
30	ブromホルム	0.09mg/L 以下			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	1回/年	1回/3ヶ月	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下			
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下			
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下			
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下			
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下			
38	塩化物イオン	200mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
40	蒸発残留物	500mg/L 以下			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下		1回/3ヶ月	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する
42	ジェオスミン	0.0001mg/L以下			
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下			
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下		1回/3ヶ月	基準値の1/10の測定が未確認のため、施行規則による基本回数で行う(注1)
45	フェノール類	0.005mg/L 以下		1回/3ヶ月	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
47	pH値	5.8 ～ 8.6			
48	味	異常でないこと			
49	臭気	異常でないこと			
50	色度	5度以下			
51	濁度	2度以下			
52	残留塩素・色・濁り		1回/3ヶ月	毎日	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
53	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌			1回/3ヶ月	クリプトスポリジウム等対策指針による、基本回数で行う(本井戸4回、予備井戸1回)
54	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌				
55	クリプトスポリジウム等		1回/年		指標菌が検出されていないが、浅井戸であるため(本井戸・予備井戸 各1回)
56	水質管理目標設定項目	表3-5			「山梨県水道水質管理計画」に基づき検査対象外
57	浄水処理等関連項目	表3-6			

この事項の検査については、施行規則に定められた「おおむね1ヶ月に1回以上とすること」により、水質検査の回数を省略できない項目として月1回の検査を行う。

3ヶ月に1回以上の検査が義務付けされている消毒副生成物等については、3ヶ月に1回以上検査を行う。

過去の検査結果からの要確認検査項目。

(注1) 「非イオン界面活性剤」については、定量下限値が基準値の1/4であり、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であることを確認していないため、検査回数の省略は行わず、3ヶ月に1回以上検査を行う。

(別表1) 水質基準項目及び検査頻度

5. 十日市場浄水場系

番号	項目	基準値	検査頻度		検査頻度設定理由
			原水	給水栓	
1	一般細菌	100個/ml以下	1回/年	1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
2	大腸菌	検出されないこと			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下			
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下		1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下			
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下			
16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下			
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下			
18	テトラクロエチレン	0.01mg/L 以下			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下			
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	消毒副生成物等 なので、原水 では行わない	1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下			
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下			
26	臭素酸	0.01mg/L 以下			
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
29	ブロモシクロメタン	0.03mg/L 以下			
30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	1回/年	1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下			
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下			
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下			
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
38	塩化物イオン	200mg/L 以下			
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
40	蒸発残留物	500mg/L 以下			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下		1回/3ヶ月	基準値の1/10の測定が未確認のため、施行規則による基本回数で行う(注2)
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下			
45	フェノール類	0.005mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下			
47	pH値	5.8 ～ 8.6			
48	味	異常でないこと			
49	臭気	異常でないこと			
50	色度	5度以下			
51	濁度	2度以下	1回/3ヶ月	毎日	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
52	残留塩素・色・濁り				
53	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌				
54	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌				
55	クリプトスポリジウム等				
56	水質管理目標設定項目	表3-5			
57	浄水処理等関連項目	表3-6			

この事項の検査については、施行規則に定められた「おおむね1ヶ月に1回以上とすること」により、水質検査の回数を省略できない項目として月1回の検査を行う。

3ヶ月に1回以上の検査が義務付けされている消毒副生成物等については、3ヶ月に1回以上検査を行う。

過去の検査結果からの要確認検査項目。

(注1) 過去3年間の水質検査結果が、すべて基準値の1/10以下の場合には水質検査の回数を概ね3年に1回、1/5以下の場合には概ね1年に1回に検査回数を減らすことができる項目。

(注2) 「非イオン界面活性剤」については、定量下限値が基準値の1/4であり、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であることを確認していないため、検査回数の省略は行わず、3ヶ月に1回以上検査を行う。

(別表1) 水質基準項目及び検査頻度

6. 藤田浄水場系

番号	項目	基準値	検査頻度		検査頻度設定理由
			原水	給水栓	
1	一般細菌	100個/ml以下	1回/年	1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
2	大腸菌	検出されないこと			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下			
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下		1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下			
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下			
16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下			
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下			
18	テトラクロエチレン	0.01mg/L 以下			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下			
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	消毒副生成物等 なので、原水 では行わない	1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下			
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下			
26	臭素酸	0.01mg/L 以下			
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
29	ブromシクロメタン	0.03mg/L 以下			
30	ブromホルム	0.09mg/L 以下			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	1回/年	1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下			
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下			
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下			
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下			
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下			
38	塩化物イオン	200mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
40	蒸発残留物	500mg/L 以下			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		1回/3ヶ月	基準値の1/10の測定が未確認のため、施行規則による基本回数で行う(注2)
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下			
45	フェノール類	0.005mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
47	pH値	5.8 ～ 8.6			
48	味	異常でないこと			
49	臭気	異常でないこと			
50	色度	5度以下			
51	濁度	2度以下			
52	残留塩素・色・濁り		1回/3ヶ月	毎日	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
53	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌				クリプトスポリジウム等対策指針による、基本回数で行う
54	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌				
55	クリプトスポリジウム等				指標菌が検出されていない為、検査対象外
56	水質管理目標設定項目	表3-5			「山梨県水道水質管理計画」に基づき検査対象外
57	浄水処理等関連項目	表3-6			

この事項の検査については、施行規則に定められた「おおむね1ヶ月に1回以上とすること」により、水質検査の回数を省略できない項目として月1回の検査を行う。

3ヶ月に1回以上の検査が義務付けされている消毒副生成物等については、3ヶ月に1回以上検査を行う。

過去の検査結果からの要確認検査項目。

(注1) 過去3年間の水質検査結果が、すべて基準値の1/10以下の場合には水質検査の回数を概ね3年に1回、1/5以下の場合には概ね1年に1回に検査回数を減らすことができる項目。

(注2) 「非イオン界面活性剤」については、定量下限値が基準値の1/4であり、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であることを確認していないため、検査回数の省略は行わず、3ヶ月に1回以上検査を行う。

(別表1)水質基準項目及び検査頻度

7. 高尾浄水場系

番号	項目	基準値	検査頻度		検査頻度設定理由
			原水	給水栓	
1	一般細菌	100個/ml以下	1回/年	1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
2	大腸菌	検出されないこと			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下			
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下		1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下			
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下			
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下			
16	シスー1, 2ジクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	0.04mg/L 以下			
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下			
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	消毒副生成物等 なので、原水 では行わない	1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下			
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下			
26	臭素酸	0.01mg/L 以下			
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
29	ブromシクロメタン	0.03mg/L 以下			
30	ブromホルム	0.09mg/L 以下			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	1回/年	1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下			
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下			
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下			
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下			
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下			
38	塩化物イオン	200mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下		1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10を超過しているため、年1回検査を行う
40	蒸発残留物	500mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下			
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下		1回/3ヶ月	基準値の1/10の測定が未確認のため、施行規則による基本回数で行う(注2)
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下			
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
45	フェノール類	0.005mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下			
47	pH値	5.8 ～ 8.6			
48	味	異常でないこと			
49	臭気	異常でないこと			
50	色度	5度以下			
51	濁度	2度以下	1回/年	毎日	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
52	残留塩素・色・濁り				
53	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌				
54	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌				
55	クリプトスポリジウム等		1回/年		クリプトスポリジウム等対策指針による、濁度0.1度以下に維持することが可能なろ過設備を有しているが安全確認のため
56	水質管理目標設定項目	表3-5			
57	浄水処理等関連項目	表3-6			
					「山梨県水道水質管理計画」に基づき検査対象外

この事項の検査については、施行規則に定められた「おおむね1ヶ月に1回以上とすること」により、水質検査の回数を省略できない項目として月1回の検査を行う。

3ヶ月に1回以上の検査が義務付けされている消毒副生成物等については、3ヶ月に1回以上検査を行う。

過去の検査結果からの要確認検査項目。

(注1) 過去3年間の水質検査結果が、すべて基準値の1/10以下の場合には水質検査の回数を概ね3年に1回、1/5以下の場合には概ね1年に1回に検査回数を減らすことができる項目。

(注2) 「非イオン界面活性剤」については、定量下限値が基準値の1/4であり、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であることを確認していないため、検査回数の省略は行わず、3ヶ月に1回以上検査を行う。

(別表1) 水質基準項目及び検査頻度

8. 上宮地浄水場系

番号	項目	基準値	検査頻度		検査頻度設定理由
			原水	給水栓	
1	一般細菌	100個/ml以下	1回/年	1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
2	大腸菌	検出されないこと			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下			
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下		1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10を超過しているため、年1回検査を行う
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
10	シアニ化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下		1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下			
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下			
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下			
16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下			
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下			
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	消毒副生成物等 なので、原水 では行わない	1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下			
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下			
26	臭素酸	0.01mg/L 以下			
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L 以下			
30	ブromホルム	0.09mg/L 以下			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	1回/年	1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下			
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下			
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下			
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下			
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下			
38	塩化物イオン	200mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
40	蒸発残留物	500mg/L 以下			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下			
43	2-メチルインソルネオール	0.00001mg/L以下		1回/3ヶ月	基準値の1/10の測定が未確認のため、施行規則による基本回数で行う(注2)
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
45	フェノール類	0.005mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下			
47	pH値	5.8 ～ 8.6			
48	味	異常でないこと			
49	臭気	異常でないこと	1回/年		
50	色度	5度以下			
51	濁度	2度以下			
52	残留塩素・色・濁り			毎日	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
53	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌		1回/3ヶ月		クリプトスポリジウム等対策指針による、基本回数で行う
54	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌				
55	クリプトスポリジウム等				指標菌が検出されていない為、検査対象外
56	水質管理目標設定項目	表3-5			「山梨県水道水質管理計画」に基づき検査対象外
57	浄水処理等関連項目	表3-6			

この事項の検査については、施行規則に定められた「おおむね1ヶ月に1回以上とすること」により、水質検査の回数を省略できない項目として月1回の検査を行う。

3ヶ月に1回以上の検査が義務付けされている消毒副生成物等については、3ヶ月に1回以上検査を行う。

過去の検査結果からの要確認検査項目。

(注1) 過去3年間の水質検査結果が、すべて基準値の1/10以下の場合は水質検査の回数を概ね3年に1回、1/5以下の場合は概ね1年に1回に検査回数を減らすことができる項目。

(注2) 「非イオン界面活性剤」については、定量下限値が基準値の1/4であり、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であることを確認していないため、検査回数の省略は行わず、3ヶ月に1回以上検査を行う。

(別表1) 水質基準項目及び検査頻度

9. 平岡浄水場系

番号	項目	基準値	検査頻度		検査頻度設定理由
			原水	給水栓	
1	一般細菌	100個/ml以下	1回/年	1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
2	大腸菌	検出されないこと			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下			
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
10	シアニ化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下		1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下			
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下			
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下			
16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下			
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下			
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	消毒副生成物等 なので、原水 では行わない	1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下			
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下			
26	臭素酸	0.01mg/L 以下			
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L 以下			
30	ブromホルム	0.09mg/L 以下			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	1回/年	1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下			
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下			
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下			
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下			
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下			
38	塩化物イオン	200mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下		1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10を超過しているため、年1回検査を行う
40	蒸発残留物	500mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下			
43	2-メチルインゾルネオール	0.00001mg/L以下		1回/3ヶ月	基準値の1/10の測定が未確認のため、施行規則による基本回数で行う(注2)
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
45	フェノール類	0.005mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下			
47	pH値	5.8 ~ 8.6			
48	味	異常でないこと	1回/年	1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
49	臭気	異常でないこと			
50	色度	5度以下			
51	濁度	2度以下			
52	残留塩素・色・濁り			毎日	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
53	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌		1回/3ヶ月		クリプトスポリジウム等対策指針による、基本回数で行う
54	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌				
55	クリプトスポリジウム等				指標菌が検出されていない為、検査対象外
56	水質管理目標設定項目	表3-5			「山梨県水道水質管理計画」に基づき検査対象外
57	浄水処理等関連項目	表3-6			

この事項の検査については、施行規則に定められた「おおむね1ヶ月に1回以上とすること」により、水質検査の回数を省略できない項目として月1回の検査を行う。

3ヶ月に1回以上の検査が義務付けされている消毒副生成物等については、3ヶ月に1回以上検査を行う。

過去の検査結果からの要確認検査項目。

(注1) 過去3年間の水質検査結果が、すべて基準値の1/10以下の場合は水質検査の回数を概ね3年に1回、1/5以下の場合は概ね1年に1回に検査回数を減らすことができる項目。

(注2) 「非イオン界面活性剤」については、定量下限値が基準値の1/4であり、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であることを確認していないため、検査回数の省略は行わず、3ヶ月に1回以上検査を行う。

(別表1) 水質基準項目及び検査頻度

10. 中野上野浄水場系

番号	項目	基準値	検査頻度		検査頻度設定理由
			原水	給水栓	
1	一般細菌	100個/mL以下	1回/年	1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
2	大腸菌	検出されないこと			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下			
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下		1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下			
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下			
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下			
16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下			
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下			
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	消毒副生成物等 なので、原水 では行わない	1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下			
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下			
26	臭素酸	0.01mg/L 以下			
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
29	ブromシクロメタン	0.03mg/L 以下			
30	ブromホルム	0.09mg/L 以下			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	1回/年	1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下			
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下			
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下			
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下		1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10を超過しているため、年1回検査を行う
38	塩化物イオン	200mg/L 以下			
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
40	蒸発残留物	500mg/L 以下			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下		1回/3ヶ月	基準値の1/10の測定が未確認のため、施行規則による基本回数で行う(注2)
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下			
45	フェノール類	0.005mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下			
47	pH値	5.8 ~ 8.6	1回/年	1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
48	味	異常でないこと			
49	臭気	異常でないこと			
50	色度	5度以下			
51	濁度	2度以下			
52	残留塩素・色・濁り			毎日	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
53	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌		1回/3ヶ月		クリプトスポリジウム等対策指針による、濁度0.1度以下に維持することが可能なろ過設備を有しているが安全確認のため (大腸菌・嫌気性菌:中野第4・上市之瀬第1 各1回、中野第5 4回) (クリプトスポリジウム等:中野第4・上市之瀬第1 各1回)
54	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌				
55	クリプトスポリジウム等		1回/年		
56	水質管理目標設定項目	表3-5			「山梨県水道水質管理計画」に基づき検査対象外
57	浄水処理等関連項目	表3-6			

この事項の検査については、施行規則に定められた「おおむね1ヶ月に1回以上とすること」により、水質検査の回数を省略できない項目として月1回の検査を行う。

3ヶ月に1回以上の検査が義務付けされている消毒副生成物等については、3ヶ月に1回以上検査を行う。

過去の検査結果からの要確認検査項目。

(注1) 過去3年間の水質検査結果が、すべて基準値の1/10以下の場合には水質検査の回数を概ね3年に1回、1/5以下の場合には概ね1年に1回に検査回数を減らすことができる項目。

(注2) 「非イオン界面活性剤」については、定量下限値が基準値の1/4であり、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であることを確認していないため、検査回数の省略は行わず、3ヶ月に1回以上検査を行う。

(別表1) 水質基準項目及び検査頻度

11. 山寺第1浄水場系

番号	項目	基準値	検査頻度		検査頻度設定理由
			原水	給水栓	
1	一般細菌	100個/mL以下	1回/年	1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
2	大腸菌	検出されないこと			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下			
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下		1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10を超過しているため、年1回検査を行う
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下		1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下			
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下			
16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下			
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下			
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	消毒副生成物等 なので、原水 では行わない	1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下			
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下			
26	臭素酸	0.01mg/L 以下			
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
29	ブromシクロメタン	0.03mg/L 以下			
30	ブromホルム	0.09mg/L 以下			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	1回/年	1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下			
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下			
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下			
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下			
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下			
38	塩化物イオン	200mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
40	蒸発残留物	500mg/L 以下			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下			
43	2-メチルインソルネオール	0.00001mg/L以下		1回/3ヶ月	基準値の1/10の測定が未確認のため、施行規則による基本回数で行う(注2)
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
45	フェノール類	0.005mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下			
47	pH値	5.8 ~ 8.6			
48	味	異常でないこと			
49	臭気	異常でないこと	1回/年		
50	色度	5度以下			
51	濁度	2度以下			
52	残留塩素・色・濁り			毎日	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
53	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌		1回/3ヶ月		クリプトスポリジウム等対策指針による、基本回数で行う
54	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌				
55	クリプトスポリジウム等				指標菌が検出されていない為、検査対象外
56	水質管理目標設定項目	表3-5			「山梨県水道水質管理計画」に基づき検査対象外
57	浄水処理等関連項目	表3-6			

この事項の検査については、施行規則に定められた「おおむね1ヶ月に1回以上とすること」により、水質検査の回数を省略できない項目として月1回の検査を行う。

3ヶ月に1回以上の検査が義務付けされている消毒副生成物等については、3ヶ月に1回以上検査を行う。

過去の検査結果からの要確認検査項目。

(注1) 過去3年間の水質検査結果が、すべて基準値の1/10以下の場合は水質検査の回数を概ね3年に1回、1/5以下の場合は概ね1年に1回に検査回数を減らすことができる項目。

(注2) 「非イオン界面活性剤」については、定量下限値が基準値の1/4であり、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であることを確認していないため、検査回数の省略は行わず、3ヶ月に1回以上検査を行う。

(別表1) 水質基準項目及び検査頻度

12. 山寺第2浄水場系

番号	項目	基準値	検査頻度		検査頻度設定理由
			原水	給水栓	
1	一般細菌	100個/mL以下	1回/年	1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
2	大腸菌	検出されないこと			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下			
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下		1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10を超過しているため、年1回検査を行う
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下		1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下			
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下			
16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下			
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下			
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	消毒副生成物等 なので、原水 では行わない	1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下			
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下			
26	臭素酸	0.01mg/L 以下			
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
29	ブromシクロメタン	0.03mg/L 以下			
30	ブromホルム	0.09mg/L 以下			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	1回/年	1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下			
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下			
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下			
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下			
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下			
38	塩化物イオン	200mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
40	蒸発残留物	500mg/L 以下			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下			
43	2-メチルインボルネオール	0.00001mg/L以下		1回/3ヶ月	基準値の1/10の測定が未確認のため、施行規則による基本回数で行う(注2)
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
45	フェノール類	0.005mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下			
47	pH値	5.8 ~ 8.6			
48	味	異常でないこと			
49	臭気	異常でないこと	1回/年		
50	色度	5度以下			
51	濁度	2度以下			
52	残留塩素・色・濁り			毎日	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
53	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌		1回/3ヶ月		クリプトスポリジウム等対策指針による、基本回数で行う
54	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌				
55	クリプトスポリジウム等				指標菌が検出されていない為、検査対象外
56	水質管理目標設定項目	表3-5			「山梨県水道水質管理計画」に基づき検査対象外
57	浄水処理等関連項目	表3-6			

この事項の検査については、施行規則に定められた「おおむね1ヶ月に1回以上とすること」により、水質検査の回数を省略できない項目として月1回の検査を行う。

3ヶ月に1回以上の検査が義務付けされている消毒副生成物等については、3ヶ月に1回以上検査を行う。

過去の検査結果からの要確認検査項目。

(注1) 過去3年間の水質検査結果が、すべて基準値の1/10以下の場合は水質検査の回数を概ね3年に1回、1/5以下の場合は概ね1年に1回に検査回数を減らすことができる項目。

(注2) 「非イオン界面活性剤」については、定量下限値が基準値の1/4であり、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であることを確認していないため、検査回数の省略は行わず、3ヶ月に1回以上検査を行う。

(別表1) 水質基準項目及び検査頻度

13. 山寺第3浄水場系

番号	項目	基準値	検査頻度		検査頻度設定理由
			原水	給水栓	
1	一般細菌	100個/ｍℓ以下	1回/年	1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
2	大腸菌	検出されないこと			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下			
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下		1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下			
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下			
16	シスー1, 2ジクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン	0.04mg/L 以下			
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下			
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	消毒副生成物等 なので、原水 では行わない	1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下			
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下			
26	臭素酸	0.01mg/L 以下			
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
29	ブromシクロメタン	0.03mg/L 以下			
30	ブromホルム	0.09mg/L 以下			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	1回/年	1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下			
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下			
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下			
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下			
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下			
38	塩化物イオン	200mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
40	蒸発残留物	500mg/L 以下			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		1回/3ヶ月	基準値の1/10の測定が未確認のため、施行規則による基本回数で行う(注2)
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下			
45	フェノール類	0.005mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
47	pH値	5.8 ～ 8.6			
48	味	異常でないこと			
49	臭気	異常でないこと			
50	色度	5度以下			
51	濁度	2度以下			
52	残留塩素・色・濁り			毎日	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
53	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌		1回/3ヶ月		クリプトスポリジウム等対策指針による、基本回数で行う
54	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌				
55	クリプトスポリジウム等				指標菌が検出されていない為、検査対象外
56	水質管理目標設定項目	表3ー5			「山梨県水道水質管理計画」に基づき検査対象外
57	浄水処理等関連項目	表3ー6			

この事項の検査については、施行規則に定められた「おおむね1ヶ月に1回以上とすること」により、水質検査の回数を省略できない項目として月1回の検査を行う。

3ヶ月に1回以上の検査が義務付けされている消毒副生成物等については、3ヶ月に1回以上検査を行う。

過去の検査結果からの要確認検査項目。

(注1) 過去3年間の水質検査結果が、すべて基準値の1/10以下の場合には水質検査の回数を概ね3年に1回、1/5以下の場合には概ね1年に1回に検査回数を減らすことができる項目。

(注2) 「非イオン界面活性剤」については、定量下限値が基準値の1/4であり、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であることを確認していないため、検査回数の省略は行わず、3ヶ月に1回以上検査を行う。

(別表1) 水質基準項目及び検査頻度

14. 湯沢浄水場系

番号	項目	基準値	検査頻度		検査頻度設定理由
			原水	給水栓	
1	一般細菌	100個/mL以下	1回/年	1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
2	大腸菌	検出されないこと			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下			
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下		1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下			
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下			
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下			
16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下			
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下			
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	消毒副生成物等 なので、原水 では行わない	1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下			
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下			
26	臭素酸	0.01mg/L 以下			
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L 以下			
30	ブromホルム	0.09mg/L 以下			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	1回/年	1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下			
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下		1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10を超過しているため、年1回検査を行う
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
38	塩化物イオン	200mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下		1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10を超過しているため、年1回検査を行う
40	蒸発残留物	500mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下			
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下			
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下		1回/3ヶ月	基準値の1/10の測定が未確認のため、施行規則による基本回数で行う(注2)
45	フェノール類	0.005mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
47	pH値	5.8 ～ 8.6			
48	味	異常でないこと			
49	臭気	異常でないこと			
50	色度	5度以下			
51	濁度	2度以下			
52	残留塩素・色・濁り			毎日	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
53	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌		1回/3ヶ月		クリプトスポリジウム等対策指針による、基本回数で行う
54	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌				
55	クリプトスポリジウム等				
56	水質管理目標設定項目	表3-5			指標菌が検出されていない為、検査対象外
57	浄水処理等関連項目	表3-6			「山梨県水道水質管理計画」に基づき検査対象外

：この事項の検査については、施行規則に定められた「おおむね1ヶ月に1回以上とすること」により、水質検査の回数を省略できない項目として月1回の検査を行う。

：3ヶ月に1回以上の検査が義務付けされている消毒副生成物等については、3ヶ月に1回以上検査を行う。

：過去の検査結果からの要確認検査項目。

(注1)：過去3年間の水質検査結果が、すべて基準値の1/10以下の場合には水質検査の回数を概ね3年に1回、1/5以下の場合には概ね1年に1回に検査回数を減らすことができる項目。

(注2)：「非イオン界面活性剤」については、定量下限値が基準値の1/4であり、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であることを確認していないため、検査回数の省略は行わず、3ヶ月に1回以上検査を行う。

(別表1) 水質基準項目及び検査頻度

15. 川上第1浄水場系

番号	項目	基準値	検査頻度		検査頻度設定理由
			原水	給水栓	
1	一般細菌	100個/ml以下	1回/年	1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
2	大腸菌	検出されないこと			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下			
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下		1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下			
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下			
16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下			
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下			
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	消毒副生成物等 なので、原水 では行わない	1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下			
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下			
26	臭素酸	0.01mg/L 以下			
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
29	ブromシクロメタン	0.03mg/L 以下			
30	ブromホルム	0.09mg/L 以下			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	1回/年	1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下			
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下			
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下			
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下			
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下			
38	塩化物イオン	200mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
40	蒸発残留物	500mg/L 以下			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下			
43	2-メチルインゾルネオール	0.00001mg/L以下		1回/3ヶ月	基準値の1/10の測定が未確認のため、施行規則による基本回数で行う(注2)
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
45	フェノール類	0.005mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下			
47	pH値	5.8 ~ 8.6			
48	味	異常でないこと			
49	臭気	異常でないこと	1回/年		
50	色度	5度以下			
51	濁度	2度以下			
52	残留塩素・色・濁り			毎日	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
53	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌		1回/3ヶ月		クリプトスポリジウム等対策指針による、基本回数で行う
54	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌				
55	クリプトスポリジウム等				指標菌が検出されていない為、検査対象外
56	水質管理目標設定項目	表3-5			「山梨県水道水質管理計画」に基づき検査対象外
57	浄水処理等関連項目	表3-6			

この事項の検査については、施行規則に定められた「おおむね1ヶ月に1回以上とすること」により、水質検査の回数を省略できない項目として月1回の検査を行う。

3ヶ月に1回以上の検査が義務付けされている消毒副生成物等については、3ヶ月に1回以上検査を行う。

過去の検査結果からの要確認検査項目。

(注1) 過去3年間の水質検査結果が、すべて基準値の1/10以下の場合は水質検査の回数を概ね3年に1回、1/5以下の場合は概ね1年に1回に検査回数を減らすことができる項目。

(注2) 「非イオン界面活性剤」については、定量下限値が基準値の1/4であり、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であることを確認していないため、検査回数の省略は行わず、3ヶ月に1回以上検査を行う。

(別表1) 水質基準項目及び検査頻度

16. 川上第2浄水場系

番号	項目	基準値	検査頻度		検査頻度設定理由
			原水	給水栓	
1	一般細菌	100個/ml以下	1回/年	1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
2	大腸菌	検出されないこと			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下			
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下		1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10を超過しているため、年1回検査を行う
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下		1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下			
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下			
16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下			
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下			
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	消毒副生成物等 なので、原水 では行わない	1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下			
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下			
26	臭素酸	0.01mg/L 以下			
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
29	ブromシクロメタン	0.03mg/L 以下			
30	ブromホルム	0.09mg/L 以下			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	1回/年	1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下			
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下			
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下			
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下			
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下			
38	塩化物イオン	200mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
40	蒸発残留物	500mg/L 以下			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下			
43	2-メチルインソルネオール	0.00001mg/L以下		1回/3ヶ月	基準値の1/10の測定が未確認のため、施行規則による基本回数で行う(注2)
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
45	フェノール類	0.005mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下			
47	pH値	5.8 ～ 8.6			
48	味	異常でないこと			
49	臭気	異常でないこと	1回/年		
50	色度	5度以下			
51	濁度	2度以下			
52	残留塩素・色・濁り			毎日	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
53	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌		1回/3ヶ月		クリプトスポリジウム等対策指針による、基本回数で行う
54	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌				
55	クリプトスポリジウム等				
56	水質管理目標設定項目	表3-5	1回/年	1回/年	「山梨県水道水質管理計画」に基づき検査実施
57	浄水処理等関連項目	表3-6	1回/年		

この事項の検査については、施行規則に定められた「おおむね1ヶ月に1回以上とすること」により、水質検査の回数を省略できない項目として月1回の検査を行う。

3ヶ月に1回以上の検査が義務付けされている消毒副生成物等については、3ヶ月に1回以上検査を行う。

過去の検査結果からの要確認検査項目。

(注1) 過去3年間の水質検査結果が、すべて基準値の1/10以下の場合は水質検査の回数を概ね3年に1回、1/5以下の場合は概ね1年に1回に検査回数を減らすことができる項目。

(注2) 「非イオン界面活性剤」については、定量下限値が基準値の1/4であり、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であることを確認していないため、検査回数の省略は行わず、3ヶ月に1回以上検査を行う。

(別表1) 水質基準項目及び検査頻度

17. 江原浄水場系

番号	項目	基準値	検査頻度		検査頻度設定理由
			原水	給水栓	
1	一般細菌	100個/mL以下	1回/年	1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
2	大腸菌	検出されないこと			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下			
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下		1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下			
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下			
16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下			
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下			
18	テトラクロエチレン	0.01mg/L 以下			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下			
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	消毒副生成物等 なので、原水 では行わない	1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下			
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下			
26	臭素酸	0.01mg/L 以下			
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
29	ブromシクロメタン	0.03mg/L 以下			
30	ブromホルム	0.09mg/L 以下			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	1回/年	1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下			
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下			
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下			
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下			
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下			
38	塩化物イオン	200mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
40	蒸発残留物	500mg/L 以下			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		1回/3ヶ月	基準値の1/10の測定が未確認のため、施行規則による基本回数で行う(注2)
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下			
45	フェノール類	0.005mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下	1回/年	1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
47	pH値	5.8 ～ 8.6			
48	味	異常でないこと			
49	臭気	異常でないこと			
50	色度	5度以下			
51	濁度	2度以下			
52	残留塩素・色・濁り			毎日	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
53	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌		1回/3ヶ月		クリプトスポリジウム等対策指針による、基本回数で行う (江原第1・江原第2 各4回)
54	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌				
55	クリプトスポリジウム等				指標菌が検出されていない為、検査対象外
56	水質管理目標設定項目	表3-5			「山梨県水道水質管理計画」に基づき検査対象外
57	浄水処理等関連項目	表3-6			

この事項の検査については、施行規則に定められた「おおむね1ヶ月に1回以上とすること」により、水質検査の回数を省略できない項目として月1回の検査を行う。

3ヶ月に1回以上の検査が義務付けされている消毒副生成物等については、3ヶ月に1回以上検査を行う。

過去の検査結果からの要確認検査項目。

(注1) 過去3年間の水質検査結果が、すべて基準値の1/10以下の場合には水質検査の回数を概ね3年に1回、1/5以下の場合には概ね1年に1回に検査回数を減らすことができる項目。

(注2) 「非イオン界面活性剤」については、定量下限値が基準値の1/4であり、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であることを確認していないため、検査回数の省略は行わず、3ヶ月に1回以上検査を行う。

(別表1) 水質基準項目及び検査頻度

18. 江原配水池系

番号	項目	基準値	検査頻度		検査頻度設定理由
			原水	給水栓	
1	一般細菌	100個/mL以下	江原浄水場で検査をしている為対象外	1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
2	大腸菌	検出されないこと			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下			
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下		1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下			
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下			
16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下			
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下			
18	テトラクロエチレン	0.01mg/L 以下			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下			
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	消毒副生成物等 なので、原水 では行わない	1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下			
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下			
26	臭素酸	0.01mg/L 以下			
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
29	ブromシクロメタン	0.03mg/L 以下			
30	ブromホルム	0.09mg/L 以下			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	江原浄水場で検査をしている為対象外	1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下			
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下			
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下			
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下			
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下			
38	塩化物イオン	200mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
40	蒸発残留物	500mg/L 以下			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		1回/3ヶ月	基準値の1/10の測定が未確認のため、施行規則による基本回数で行う(注2)
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下			
45	フェノール類	0.005mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
47	pH値	5.8 ～ 8.6			
48	味	異常でないこと			
49	臭気	異常でないこと			
50	色度	5度以下			
51	濁度	2度以下			
52	残留塩素・色・濁り			毎日	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
53	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌		江原浄水場で検査をしている為対象外		クリプトスポリジウム等対策指針による、基本回数で行う
54	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌				
55	クリプトスポリジウム等				
56	水質管理目標設定項目	表3-5			「山梨県水道水質管理計画」に基づき検査対象外
57	浄水処理等関連項目	表3-6			

この事項の検査については、施行規則に定められた「おおむね1ヶ月に1回以上とすること」により、水質検査の回数を省略できない項目として月1回の検査を行う。

3ヶ月に1回以上の検査が義務付けされている消毒副生成物等については、3ヶ月に1回以上検査を行う。

過去の検査結果からの要確認検査項目。

(注1) 過去3年間の水質検査結果が、すべて基準値の1/10以下の場合には水質検査の回数を概ね3年に1回、1/5以下の場合には概ね1年に1回に検査回数を減らすことができる項目。

(注2) 「非イオン界面活性剤」については、定量下限値が基準値の1/4であり、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であることを確認していないため、検査回数の省略は行わず、3ヶ月に1回以上検査を行う。

(別表1) 水質基準項目及び検査頻度

19. 西南湖浄水場系

番号	項目	基準値	検査頻度		検査頻度設定理由
			原水	給水栓	
1	一般細菌	100個/mL以下	1回/年	1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
2	大腸菌	検出されないこと			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下			
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下		1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下			
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下			
16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下			
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下			
18	テトラクロエチレン	0.01mg/L 以下			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下			
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	消毒副生成物等 なので、原水 では行わない	1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下			
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下			
26	臭素酸	0.01mg/L 以下			
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
29	ブromシクロメタン	0.03mg/L 以下			
30	ブromホルム	0.09mg/L 以下			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	1回/年	1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下			
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下			
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下			
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下			
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
38	塩化物イオン	200mg/L 以下			
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下			
40	蒸発残留物	500mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
42	ジェオスミン	0.0001mg/L以下			
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下			
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下		1回/3ヶ月	基準値の1/10の測定が未確認のため、施行規則による基本回数で行う(注2)
45	フェノール類	0.005mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下	1回/年	1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
47	pH値	5.8 ～ 8.6			
48	味	異常でないこと			
49	臭気	異常でないこと			
50	色度	5度以下			
51	濁度	2度以下			
52	残留塩素・色・濁り			毎日	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
53	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌		1回/3ヶ月		クリプトスポリジウム等対策指針による、基本回数で行う (西南湖第1・西南湖第2 各4回)
54	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌				
55	クリプトスポリジウム等				指標菌が検出されていない為、検査対象外
56	水質管理目標設定項目	表3-5			「山梨県水道水質管理計画」に基づき検査対象外
57	浄水処理等関連項目	表3-6			

この事項の検査については、施行規則に定められた「おおむね1ヶ月に1回以上とすること」により、水質検査の回数を省略できない項目として月1回の検査を行う。

3ヶ月に1回以上の検査が義務付けされている消毒副生成物等については、3ヶ月に1回以上検査を行う。

過去の検査結果からの要確認検査項目。

(注1) 過去3年間の水質検査結果が、すべて基準値の1/10以下の場合には水質検査の回数を概ね3年に1回、1/5以下の場合には概ね1年に1回に検査回数を減らすことができる項目。

(注2) 「非イオン界面活性剤」については、定量下限値が基準値の1/4であり、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であることを確認していないため、検査回数の省略は行わず、3ヶ月に1回以上検査を行う。

(別表1) 水質基準項目及び検査頻度

20. 芦安浄水場系

番号	項目	基準値	検査頻度		検査頻度設定理由			
			原水	給水栓				
1	一般細菌	100個/㎖以下	1回/年	1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う			
2	大腸菌	検出されないこと						
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)		過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下						
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下						
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下						
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下						
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下						
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下					1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下					1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下						
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下						
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下						
16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下						
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下						
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下						
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下						
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下						
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	消毒副生成物等 なので、原水 では行わない	1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)			
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下						
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下						
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下						
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下						
26	臭素酸	0.01mg/L 以下						
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下						
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下						
29	ブromシクロメタン	0.03mg/L 以下						
30	ブromホルム	0.09mg/L 以下						
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下						
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	1回/年	1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下		1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10を超過しているため、年1回検査を行う			
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)			
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下						
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う			
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下						
38	塩化物イオン	200mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う			
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下						
40	蒸発残留物	500mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下						
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下		1回/3ヶ月	基準値の1/10の測定が未確認のため、施行規則による基本回数で行う(注2)			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下						
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)			
45	フェノール類	0.005mg/L 以下						
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う			
47	pH値	5.8 ～ 8.6						
48	味	異常でないこと						
49	臭気	異常でないこと						
50	色度	5度以下						
51	濁度	2度以下	1回/年	毎日	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う			
52	残留塩素・色・濁り							
53	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌		1回/年				クリプトスポリジウム等対策指針による、濁度0.1度以下に維持することが可能なる過設備を有しているが安全確認のため	
54	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌							
55	クリプトスポリジウム等							
56	水質管理目標設定項目	表3-5	1回/年		「山梨県水道水質管理計画」に基づき検査対象外			
57	浄水処理等関連項目	表3-6						

この事項の検査については、施行規則に定められた「おおむね1ヶ月に1回以上とすること」により、水質検査の回数を省略できない項目として月1回の検査を行う。

3ヶ月に1回以上の検査が義務付けされている消毒副生成物等については、3ヶ月に1回以上検査を行う。

過去の検査結果からの要確認検査項目。

(注1) 過去3年間の水質検査結果が、すべて基準値の1/10以下の場合は水質検査の回数を概ね3年に1回、1/5以下の場合は概ね1年に1回に検査回数を減らすことができる項目。

(注2) 「非イオン界面活性剤」については、定量下限値が基準値の1/4であり、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であることを確認していないため、検査回数の省略は行わず、3ヶ月に1回以上検査を行う。

(別表1) 水質基準項目及び検査頻度

21. 芦安低区配水池系

番号	項目	基準値	検査頻度		検査頻度設定理由
			原水	給水栓	
1	一般細菌	100個/mL以下	芦安浄水場で検査をしている為対象外	1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
2	大腸菌	検出されないこと			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下			
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下		1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下			
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下			
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下			
16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下			
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下			
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下			
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	消毒副生成物等 なので、原水 では行わない	1回/3ヶ月	施行規則による基本回数で行う(消毒副生成物等のため省略不可)
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下			
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下			
26	臭素酸	0.01mg/L 以下			
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			
29	ブromシクロメタン	0.03mg/L 以下			
30	ブromホルム	0.09mg/L 以下			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	芦安浄水場で検査をしている為対象外	1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下		1回/年	過去3年間の検査結果が基準値の1/10を超過しているため、年1回検査を行う
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下			
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下			
38	塩化物イオン	200mg/L 以下		1回/3ヶ月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超過しているため、施行規則による基本回数で行う
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下			
40	蒸発残留物	500mg/L 以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下			
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下		1回/3ヶ月	基準値の1/10の測定が未確認のため、施行規則による基本回数で行う(注2)
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		1回/3年 (R4年度実施)	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため(注1)
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下			
45	フェノール類	0.005mg/L 以下		1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下			
47	pH値	5.8 ~ 8.6			
48	味	異常でないこと			
49	臭気	異常でないこと			
50	色度	5度以下	芦安浄水場で検査をしている為対象外	1回/月	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による基本回数で行う
51	濁度	2度以下			
52	残留塩素・色・濁り				
53	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌		芦安浄水場で検査をしている為対象外	1回/月	クリプトスポリジウム等対策指針による、基本回数で行う
54	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌				
55	クリプトスポリジウム等				
56	水質管理目標設定項目	表3-5	芦安浄水場で検査をしている為対象外	1回/月	「山梨県水道水質管理計画」に基づき検査対象外
57	浄水処理等関連項目	表3-6			

この事項の検査については、施行規則に定められた「おおむね1ヶ月に1回以上とすること」により、水質検査の回数を省略できない項目として月1回の検査を行う。

3ヶ月に1回以上の検査が義務付けされている消毒副生成物等については、3ヶ月に1回以上検査を行う。

過去の検査結果からの要確認検査項目。

(注1) 過去3年間の水質検査結果が、すべて基準値の1/10以下の場合は水質検査の回数を概ね3年に1回、1/5以下の場合は概ね1年に1回に検査回数を減らすことができる項目。

(注2) 「非イオン界面活性剤」については、定量下限値が基準値の1/4であり、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であることを確認していないため、検査回数の省略は行わず、3ヶ月に1回以上検査を行う。

南アルプス市内 膜ろ過施設

中野上野浄水場



芦安浄水場



高尾浄水場

